

少額の減価償却資産等

重要

1 少額の減価償却資産（令133）✪

内国法人が事業の用に供した減価償却資産（国外リース資産及びリース資産を除く。）で、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものを有する場合において、その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

2 一括償却資産

(1) 内容（令133の2①）✪

内国法人が減価償却資産で取得価額が20万円未満のもの（国外リース資産及びリース資産並びに①の適用を受けるものを除く。）を事業の用に供した場合において、その全部又は特定の一部を一括したもの（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」という。）をその事業年度以後の費用又は損失の額とする方法を選定したときは、その一括償却資産につきその事業年度以後の損金の額に算入する金額は、損金経理をした金額のうち、次の金額に達するまでの金額とする。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

(2) 明細書の添付（令133の2⑫⑬）

- ① (1)の規定は、一括償却資産の事業供用日の属する事業年度の確定申告書に、一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。
- ② 一括償却資産につき損金経理をした金額がある場合には、損金算入額に関する明細書を確定申告書に添付しなければならない。

3 中小企業者等の少額減価償却資産

(1) 内 容（措法67の5①、措令39の28①）❖

中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除き、常時使用する従業員の数が500人以下のものに限る。）が、事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満のもの（その取得価額が10万円未満のもの及び①又は②等の適用を受けるものを除く。以下「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

（注）少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(2) 明細書の添付（措法67の5③）

(1)の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却**1 特別償却****(1) 内 容**（措法46①、措法52の2①②）

青色申告法人が、障害者を雇用しており、かつ、障害者雇用割合が**50%以上**であること等の要件を満たす場合には、その事業年度終了の日においてその法人の有する**機械及び装置**で一定のものうちその事業年度又はその事業年度開始の日前**5年**以内に開始した各事業年度において取得等したものに係るその事業年度の**償却限度額**は、普通償却限度額と**特別償却限度額**との合計額とする。

なお、**特別償却不足額**については、1年間の繰越しが認められている。

(2) 特別償却限度額（措法46①）

普通償却限度額×**12%**

(3) 適用除外（措法46①）

(1)の規定は、**所有権移転外リース取引**により取得した機械及び装置については適用しない。

(4) 申告要件（措法46③）

(1)の規定は、確定申告書にその償却限度額に関する**明細書の添付**がある場合に限り適用する。

交際費等の損金不算入



1 損金不算入（措法61の4①）✦

法人が各事業年度において支出する交際費等の額（その事業年度終了の日における資本金又は出資金の額が百億円以下である法人については、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額）は、その事業年度の損金の額に算入しない。

2 中小法人の特例（措法61の4②⑤）✦

(1) 内容

①の場合において、法人のうちその事業年度終了の日における資本金の額が1億円以下であるもの（普通法人のうち**大法人**による完全支配関係があるものを除く。）については、次の区分に応じそれぞれの金額をもって、①の超える部分の金額とすることができる。

- ① 交際費等の額が**定額控除限度額以下**である場合 … 零
 - ② 交際費等の額が**定額控除限度額**を超える場合 … その超える部分の金額
- (注) **定額控除限度額**とは、次の金額をいう。

$$800\text{万円} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$$

(2) 申告要件

(1)の規定は、確定申告書、**修正申告書**又は**更正請求書**に定額控除限度額の計算に関する明細書の**添付**がある場合に限り、適用する。

3 意義（措法61の4④⑥、措令37の5①②）✦

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他**事業に関係のある者等**に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（次のいずれかに該当するものを**除く**。）をいい、接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。以下「**飲食費**」という。）であって、その旨につき一定の方法により明らかにされているものをいう。

- (1) **専ら従業員**の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
- (2) **飲食費**で、参加者一人当たりの支出金額が**5千円以下**のもの（一定の書類を**保存**している場合に限る。）
- (3) (1)(2)のほか、カレンダー等の贈与費用、会議費及び取材費等で**通常要する費用**

10-1 引当金

貸倒引当金



1 個別評価❖

(1) 損金算入（法52①）

③の内国法人が、個別評価金銭債権の損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

（注）個別評価金銭債権とは、一定の事実が生じていることにより、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（債券に表示されるべきものを除く。）をいう。

(2) 繰入限度額（令96①）

次の一定の事実の区分に応じそれぞれの金額とする。

① その個別評価金銭債権が更生計画認可の決定等に基づき、弁済猶予又は賦払弁済される場合

その個別評価金銭債権のうち、その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年以内に弁済される金額以外の金額

② その個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、事業に好転の見通しがないこと等により、その個別評価金銭債権の一部につき取立て等の見込みがない場合

その一部に相当する金額

③ その個別評価金銭債権に係る債務者につき、更生手続開始の申立て等の事由が生じている場合

その個別評価金銭債権の額の50%相当額

④ 外国政府等に対する個別評価金銭債権につき、長期にわたる債務の履行遅滞により経済的な価値が著しく減少し、かつ、弁済を受けることが著しく困難である場合

その個別評価金銭債権の額の50%相当額

2 一括評価

(1) 損金算入（法52②）❖

③の内国法人が、一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち一括貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(注) 一括評価金銭債権とは、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（債券に表示されるべきもの及び個別評価金銭債権を除く。）をいう。

(2) 繰入限度額（令96⑥、措法57の9①③）

$\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度終了時に有する一括} \\ \text{評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right] \times \text{貸倒実績率}$

(注) ③(1)の法人（適用除外事業者に該当するものを除く。）の繰入限度額は、法定繰入率により計算することができる。

3 適用法人（法52①）❖

次の内国法人をいう。

- (1) 普通法人のうち、その事業年度終了時の資本金の額が1億円以下であるもの（**大法人**による完全支配関係があるものを除く。）又は資本を有しないもの
- (2) **リース取引等**に係る金銭債権を有する内国法人
- (3) その他一定の内国法人

4 申告要件（法52③④）

①②の規定は、税務署長が**やむを得ない事情**があると認める場合を除き、確定申告書に損金算入に関する**明細の記載**がある場合に限り適用する。

5 益金算入（法52⑩）❖

①②により**損金の額に算入された**貸倒引当金勘定の金額は、その事業年度の**翌事業年度**の益金の額に算入する。

6 対象とならない金銭債権（法52⑨、令96⑨）

個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、次のものを**含まない**。

- (1) ③(2)の法人が有する**リース取引等に係る金銭債権**以外の金銭債権
- (2) **連結法人**に対する金銭債権

試験研究費の特別控除



1 総額に係る税額控除（措法42の4①③）♣

青色申告法人の各事業年度において、**損金の額に算入される試験研究費の額**（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額。以下同じ。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の**25%**（設立後一定の期間で一定の場合は40%）相当額を限度とする。

試験研究費の額×税額控除割合（下記の(注)の割合とするが、設立事業年度等であるときは8.5%）

(注)① 増減試験研究費割合 > 8%の場合

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ （小数点以下3位未満切捨、最高14%）

② 増減試験研究費割合 ≤ 8%の場合

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨、最低6%）

2 中小企業者等の税額控除（措法42の4④⑤）♣

中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）の各事業年度（**①**の適用を受ける事業年度を除く。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その事業年度の調整前法人税額からその試験研究費の額に**税額控除割合（12%）**を乗じた金額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とする。

なお、増減試験研究費割合が8%超の場合は、**税額控除割合は次の割合とし、上記25%は35%とする。**

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ （小数点以下3位未満切捨、最高17%）

3 試験研究費割合が10%超の場合の税額控除割合（措法42の4③⑥）

①又は**②**の適用を受ける事業年度において、**試験研究費割合が10%超**の場合には、**①**又は**②**の税額控除割合は、**①**又は**②**の税額控除割合と**①**又は**②**の税額控除割合に次の割合を乗じて計算した割合とを合計した割合（**①**は最高14%。**②**は最高17%）とする。

$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ （最高10%）

4 試験研究費割合が10%超の場合の税額基準額（措法42の4③⑥）

①又は②の適用を受ける事業年度（②の35%の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費割合が10%超の場合には、①又は②の25%相当額は、25%相当額に次の金額を加算した金額とする。

調整前法人税額×（試験研究費割合－10%）×2（小数点以下3位未満切捨、最高10%）

5 特別試験研究費の額がある場合（措法42の4⑦）❖

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額（①又は②の計算の基礎になったものを除く。）がある場合には、その事業年度の調整前法人税額から、次の金額の合計額を控除する。

ただし、その事業年度の調整前法人税額の10%相当額を限度とする。

- (1) その特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同又はその機関等に委託する試験研究費の額として一定のものの30%相当額
- (2) その特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であって、革新的なものに係る試験研究費の額として一定のものの25%相当額
- (3) その特別試験研究費の額のうち(1)及び(2)に該当しないものの額の20%相当額

6 給与が増加しなかった場合等の適用除外（措法42の13⑥）

①⑤の規定は、中小企業者等（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人が、その特定対象年度において次の要件のいずれにも該当しないとき（特定対象年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合を除く。）は、適用しない。

- (1) その法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。
- (2) その法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の30%相当額を超えること。

7 申告要件（措法42の4⑩）❖

①②⑤の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除を受ける金額その他一定の金額及びその明細を記載した書類の添付がある場合に限り、控除額の計算の基礎となる試験研究費の額等は、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額等を基礎として計算した金額を限度として適用する。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特別控除

1 中小企業者等以外の場合

(1) 内容 (措法42の12の5①)

青色申告法人が各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の調整前法人税額から特別控除額を控除する。

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
- ②
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$
- ③ 国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 $\times 95\%$

(2) 特別控除額 (措法42の12の5①)

次のいずれか少ない金額とする。

- ① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 15\%$
- ② その事業年度の調整前法人税額 $\times 20\%$

(3) 教育訓練費を一定支出した場合 (措法42の12の5①三)

次の要件を満たすときは、上記(2)①の割合は20%とする。

$$\frac{\text{損金算入される教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

2 中小企業者等の場合

(1) 内容 (措法42の12の5②)

中小企業者等(適用除外事業者に該当するものを除く。)が各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の調整前法人税額から特別控除額を控除する。

- ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
- ②
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

(2) 特別控除額 (措法42の12の5②)

次のいずれか少ない金額とする。

- ① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 15\%$
- ② その事業年度の調整前法人税額 $\times 20\%$

(3) 教育訓練費を一定支出した場合等（措法42の12の5②一二）

次の要件を満たすときは、上記(2)①の割合は25%とする。

①
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

② 次の要件のいずれかを満たすこと。

イ
$$\frac{\text{損金算入される教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

ロ その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること。

3 申告要件（措法42の12の5⑤）

① ②の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除を受ける金額その他一定の金額及びその明細を記載した書類の添付がある場合に限り、確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を基礎として計算した金額を限度として適用する。

4 意義（措法42の12の5③、措令27の12の5⑰⑱）

(1) 雇用者給与等支給額

適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(2) 比較雇用者給与等支給額

適用年度の前事業年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(3) 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（適用年度及びその前事業年度の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。）に対する適用年度の損金の額に算入される給与等の支給額をいう。

(4) 継続雇用者比較給与等支給額

継続雇用者に対する前事業年度の損金の額に算入される給与等の支給額をいう。

(5) 国内設備投資額

法人が適用年度において取得等をした国内資産（国内にあるその法人の事業の用に供する減価償却資産をいう。）でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

(6) 当期償却費総額

法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額（特別償却準備金として積み立てた金額を含み、繰越償却超過額を除く。）の合計額をいう。

(7) 教育訓練費

法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で次のものをいう。

- ① 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）を自ら行う場合に
次に掲げる費用
イ 教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除く。）に対して支払う報酬等の費用
ロ 教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用等
- ② 法人から委託を受けた他の者が教育訓練等を行う場合に
その教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用
- ③ 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合に
当該他の者に対して支払う授業料等の費用

(8) 比較教育訓練費の額

法人の適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の損金算入される教育訓練費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいう。

(9) 中小企業比較教育訓練費の額

中小企業者等の適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の損金算入される教育訓練費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいう。